

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(経営課題2) 1. 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 平成19年度において2人を削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(経営課題1) 2. 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 料金関係業務の包括的な委託化により、経営効率化を図る。 施設の運転維持管理業務について、より効率化が図れるような委託方法を検討する。 3. コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 資産の有効利用 内部留保資金を債券により運用し、利息収入を確保する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入金なし
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
2	資産の有効活用				3	6							
	改善額(収入増額)				3	6	9						
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	190	192	193	193	187		178	178	178	178	178	178
	改善額	-2	-4	-5	-5	1	-15	9	9	9	9	9	45
	人事異動	190	192	193	193								
	改善額	-2	-4	-5	-5		-16						
	その他(職員数削減)					187		178	178	178	178	178	178
	改善額					1	1	9	9	9	9	9	45
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	23	23	23	23	22		20	20	20	20	20	20
	増減数(人)	0	0	0	0	-1	-1	-2	0	0	0	0	-2
	薬品費	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	2,403	2,279	2,021	1,894	1,642		1,519	1,456	1,375	1,323	1,254	
	増減	-86	-124	-258	-127	-252		-123	-63	-81	-52	-69	
	計画前5年間改善額 合計						-6						改善額 合計 45
	(参考) 補償金免除額												2

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	91	91	90	90	90	89	89	88	87	87
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	12,428	12,274	12,401	12,296	12,178	12,154	12,154	12,118	12,104	12,083
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010	53,010
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	42,684	40,854	42,161	40,799	40,812	40,800	40,800	40,400	40,300	40,300
最大稼働率(%)	80.5	77.1	79.5	77.0	77.0	77.0	77.0	76.2	76.0	76.0
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	143	143	143	142	142	141	141	141	141	141
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	134	136	138	138	139	139	143	144	145	145

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。